

## 天理日仏文化協会こども日本語講座の取り組み⑧

## 5) 6年間の取り組みで見えてきたこと

## 学校通信「にこにこ」を通して

在任中の6年間、「にこにここと楽しく日本語を学ぼう」との思いを込めて、学校通信「にこにこ」を毎年34回発行した。用紙はA4版一枚の両面刷りで、表面の内容は、まず本校の教育方針「三つの約束」の説明、学校行事の案内、日本語の語源や決まりの説明、日本の四季折々の風物詩などを紹介する他に、子供たちの学習態度(私語や忘れ物)が目に見えるときには、厳しく注意をしたこともあった。ただ、紙面が限られていることと、理解できる語彙の少ない子供のことも考え、できるだけ平易な言葉を選び、文も簡潔にまとめることを心がけた。また下段には、保護者向けに、子供たちへの日本語学習支援に関するアドバイスも書き添えた。そして、裏面に各クラスの子供たちの絵日記や作文を数点ずつ貼付けて発行した学校通信を、いつも授業の前に読み聞かせてきた。その過程で見えてきた成果を二つ挙げることにする。

一つ目は、学習発表会や懇談会や休暇の時期など、学校行事の連絡が保護者に確実に伝わるようになったことである。幼稚園科や低学年のクラスでは、通信の内容をさらに噛み砕いて説明をしながら、「大切なことだから、お母さんに『にこにこ』を渡してね。」と言うと、素直な子供たちは、仕事や家事で忙しい保護者にも必ず見せることを忘れないのである。

ここで、少しフランス社会で暮らす子供たちの家庭環境に触れておきたい。本校に在籍する生徒の母親のほとんどが、夏休みに日本へ里帰りするための費用がかかることや、定年後の年金の払い込みや、医療費の負担も大きいことから、国民保険と任意の医療保険に加入する必要もあって、フルタイムで仕事をしている。そのために、学校への子供たちの送迎を、ベビーシッター兼家庭教師に任せている家庭も少なくない。たまた子供同士のトラブルなどがあると、すぐに保護者に伝えたいのだが、ベビーシッターに見てもらっている場合は、保護者の帰宅を待って改めて電話で説明をしなければならないこともある。

それ以上に深刻な家庭の問題は、近年のフランス社会では、離婚や再婚、同棲によって、何度もパートナーが変わるのは当たり前になってきていることである。もちろん、本校の子供たちの家庭も例外ではない。しかし、たとえ親が離婚して離れて暮らすようになっても、できる限り我が子の躾や世話をすることや、学習発表会などの学校行事には、それぞれのパートナーとともに出席するのが当然の権利であり、義務であるという考え方がある。この考え方は、子供にとってはよいことに違いないのだが、その陰で子供たちが被っている可哀想な現実もある。それは、欧州の深刻な不況のために、親が正規の仕事に就けず、経済的に余裕のない家庭が増えていることも一因だと思われるのだが、そのような夫婦が離婚した場合に、子供を父母のどちらかが引き取ると、共に暮らさない方が子供の養育費を払わねばならない。そこで、お互いに養育費を払わないで、親権を平等にするという名目で、子供を1週間ごとに双方の家を行き来させたり、週末だけを過ごすという約束事を決めるのだという。そうすると、子供は、1週間ごとに実の親と過ごせるものの、それぞれの親の新しい家族との関係にも苦しむだろうし、心理状態も不安定になって、学校の勉強にも集中できないなどの支

障がでてくると思われる。ある日、授業が終わって低学年の子供が教室を出るときに、「先生さようなら。今日は、パパの家に行く日だよ。」と嬉しそうに教えてくれる言葉に、「子供たちはそれなりに、複雑な家庭事情も自らの運命と健気に受け入れて頑張っているが、日本語が理解できない父親に、連絡や宿題をフランス語で説明できるのだろうか。もう一つの家族にはかわいがられているのだろうか。」と胸を痛めながら見送ったものだった。ただ、プライバシーを尊重する社会なので、学校側がこのような個人的な事情を把握するのは難しく、急に宿題や持ち物の忘れ物が増えたり、落ち着いた様子がない様子が目立つ子供の場合は、家庭での問題があることを察し、情報を交換しながら声を掛けることにしている。

日本の子供の場合は、離婚して親権を持つ親に引き取られた時点で、別れた親との交流が絶えてしまうことが多いと聞く。ところが、今年に入って、国際結婚が破綻した夫婦間で子供の奪い合いが起きた際のルールを定めた「ハーグ条約」<sup>(1)</sup>に、日本も加盟することになったことで、いずれ日本でも国際的な離婚のルールを受け入れる方向になることは間違いのないだろう。その条約によると、親権を持つ親の居住地に子供を戻さなければ誘拐罪にも問われることもあるというのである。子供の立場で考えてみると、虐待など、親から心の傷を受けた場合はともかく、親の都合で離婚はしても、子供にとっての親であることまでは解消できないと思う。賛否両論あると思うが、個人的には、フランスのように会いたいときに会える自由は、保証すべきだと考えている。

学校通信を通して二つ目に見えてきた成果は、裏面の作品紹介に関してである。配布するたびに、自分の作品や友だちの作品が載っていないかと、子供たちや保護者にとっても楽しみとなっているようで、文字通り「にこにこ」と読み始める。特に、低学年の子供たちが、丁寧な字できちんと漢字を使って文章を書いているのを見ると、上学年の子供たちは、対抗意識から、いつもより真面目に漢字練習に取り組めるようになるようで、高学年クラスの担任はその効果を感じているという。反対に、高学年の難しい漢字や言葉で書かれた文章を載せると、低学年クラスの子供たちは、尊敬とともに、自分たちも早くたくさん漢字を覚えたいという目標を抱くようになってきている。どうしても紙面の都合で通信に載せられない作品も多いために、教室前の壁一面に貼り出すのだが、どの作品も展覧会さながらの個性的な絵や文章ばかりで、学校を訪れるお客さんたちの目も楽しませてくれている。

ところで、「にこにこ」の文章には、中学年程度の漢字を使用しているが、全ての漢字にルビを付けているので、ひらがなが読めるようになったばかりの幼児から、大人の日本語クラスの学生にまで愛読者が増え、生徒数以上の印刷をしてもすぐになくなってしまふほどの人気になり、現在も継続中である。

(1)「ハーグ条約」は、米国が野田前政権時代から日本の加盟を強く求めているものだ。同条約は、親権を持つ親の配偶者が子供を海外へ連れ去った場合、子供が居住していた場所へ戻すことを加盟国に義務づけている。過去に、日本人配偶者が他国籍の子供を日本に連れ帰って誘拐罪に問われるケース等が問題になっていた。条約には、平成24年12月現在で89カ国が加盟。主要国(G8)首脳会議メンバーでは日本だけが未加盟となっている。(『産経新聞』2013年2月20日)